

県南広域振興局長告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年11月8日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

- 1 路線名 西根佐倉河線
- 2 供用開始の区間 奥州市水沢佐倉河字八ツ口62番1地先から92番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月8日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和4年11月8日から同年12月8日まで